

# 石川県公報

令和7年10月31日

第13854号(金曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

## 目次

### 告示

- 県道の区域の変更
- 県道の供用の開始

### 公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出の公告
- 大規模小売店舗の変更の届出の公告

(道路整備課) 1  
( 同 ) 1

○土地区画整理組合の設立認可公告  
○道路の位置の指定公告  
○入札公告

(都市計画課) 4  
(建築住宅課) 4  
(警察本部) 4

### 公安委員会

- 指定講習機関の指定

6

## 告示

### 石川県告示第348号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、令和7年11月4日から同月18日まで縦覧に供する。

令和7年10月31日

石川県知事 駆 浩

路線名	道路の区域			関係図面の 縦覧場所	
	変更の区間	敷地の幅員(m)	延長(m)		
下記区間を道路区域に編入する。				羽咋土木事務所維持管理課	
若部千里浜 インター線	羽咋市飯山町ホ81番地先から 羽咋市尾長町379番地先まで	14.80～53.21			
	羽咋市本江町東86番地先から 羽咋市本江町東88番地先まで	旧	14.41～15.01		
	羽咋市本江町東86番地先から 羽咋市本江町東88番地先まで	新	15.08～16.74		
	羽咋市酒井町ね5番地先から 羽咋市酒井町な11番1地先まで	旧	10.03～11.30		
函屋酒井線	羽咋市酒井町ね5番地先から 羽咋市酒井町な11番1地先まで	新	11.37～14.70		
	羽咋市酒井町ね5番地先から 羽咋市酒井町な11番1地先まで				

### 石川県告示第349号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、告示する。  
なお、その関係図面は、令和7年11月4日から同月18日まで縦覧に供する。

令和7年10月31日

石川県知事 駆 浩

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の 縦覧場所
若部千里浜	羽咋市飯山町ホ81番地先から 羽咋市尾長町379番地先まで		

インター線	羽咋市本江町東86番地先から 羽咋市本江町東88番地先まで	令和7年11月1日	羽咋土木事務所 維持管理課
函屋酒井線	羽咋市酒井町ね5番地先から 羽咋市酒井町な11番1地先まで		

## 公 告

### 大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べることができる。

令和7年10月31日

石川県知事 駆 浩

#### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前） ゲンキー畠田店、（仮称） アルプラフーズマーケット金沢畠田  
金沢市畠田西2丁目5-1 外17筆

#### 2 変更した事項

##### （1） 大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前） ゲンキー金石店  
金沢市畠田西2丁目5-1 外8筆  
（変更後） ゲンキー畠田店、（仮称） アルプラフーズマーケット金沢畠田  
金沢市畠田西2丁目5-1 外17筆

##### （2） 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） ゲンキー株式会社  
代表取締役 藤永 賢一  
福井県坂井市丸岡町東陽2丁目97番地  
（変更後） ゲンキー株式会社  
代表取締役 藤永 賢一  
福井県坂井市丸岡町下久米田38字33番

##### （3） 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） ゲンキー株式会社  
代表取締役 藤永 賢一  
福井県坂井市丸岡町東陽2丁目97番地  
（変更後） ゲンキー株式会社  
代表取締役 藤永 賢一  
福井県坂井市丸岡町下久米田38字33番  
株式会社平和堂  
代表取締役 平松 正嗣  
滋賀県彦根市西今町1番地

#### 3 変更の年月日

- （1） 令和7年10月20日
- （2） 平成18年9月20日
- （3） 令和7年10月20日

#### 4 変更する理由

- （1） 店舗の名称及び所在地確定のため

- (2) 建物設置者の所在地変更のため  
 (3) 小売業者の住所変更及び、小売業者が1社増えたため
- 5 届出年月日  
 令和7年10月20日
- 6 届出等の縦覧場所  
 石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商工労働課
- 7 届出等の縦覧期間  
 令和7年10月31日から令和8年2月28日まで
- 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先  
 令和8年2月28日  
 金沢市鞍月1丁目1番地  
 石川県商工労働部経営支援課

---

#### 大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を変更する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べることができる。

令和7年10月31日

石川県知事 馳 浩

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 ゲンキー畠田店、（仮称）アルプラフーズマーケット金沢畠田  
 金沢市畠田西2丁目5-1 外17筆
- 2 変更しようとする事項  
 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (1) 荷さばき施設の位置及び面積  
 (変更前) 位置 縦覧による  
 面積 30.00平方メートル  
 (変更後) 位置 縦覧による  
 面積 90.00平方メートル
- (2) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
 (変更前) 位置 縦覧による  
 容量 21.09立法メートル  
 (変更後) 位置 縦覧による  
 容量 21.09立法メートル

#### 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
 (変更前) ゲンキー株式会社 午前9時から午後9時30分まで  
 (変更後) ゲンキー株式会社（A棟）午前9時から午後9時30分まで  
 株式会社平和堂（B棟） 午前8時から午後9時30分まで
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
 (変更前) 午前8時30分から午後10時まで  
 (変更後) 午前7時30分から午後10時まで
- (3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
 (変更前) 荷さばき施設 午前6時から午後3時まで  
 (変更後) 荷さばき施設（A棟）午前6時から午後10時まで  
 荷さばき施設（B棟） 午前6時から午後10時まで

3 変更する年月日

令和8年5月1日

4 変更する理由

小売業者の変更に伴い、店舗施設の配置及び運営方法が変更となるため

5 届出年月日

令和7年10月20日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商工労働課

7 届出等の縦覧期間

令和7年10月31日から令和8年2月28日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

令和8年2月28日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

## 土地区画整理組合の設立認可公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定により、土地区画整理組合の設立を次のとおり認可した。

令和7年10月31日

石川県知事 駆 浩

1 組合の名称

白山市石立町土地区画整理組合

2 事業施行期間

令和7年10月31日から令和11年3月31日まで

3 施行地区

白山市石立町及び鹿島町一号の各一部

（施行地区内に介在する道路及び水路敷を含む。）

4 事務所の所在地

白山市石立町127番地

5 設立認可の年月日

令和7年10月24日

6 事業年度

毎年4月1日から翌年3月31日まで

7 公告の方法

組合の事務所の掲示場及び白山市役所の掲示場に掲示する。

## 道路の位置の指定公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和7年10月31日

石川県知事 駆 浩

関係土地の地名及び地番	道路の幅員及び延長	位置指定申請者	指定年月日
かほく市大崎東63番16	幅員 6.00m 延長 44.95m	金沢市入江一丁目30番地 ひととき株式会社	令和7年10月20日

## 入札公告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和7年10月31日

石川県知事 馳 浩

## 1 一般競争入札に付する事項

## (1) 契約件名

D N A型鑑定検査機器点検業務

## (2) 業務内容

入札説明書による。

## (3) 履行期間

契約締結の日から令和8年2月27日まで

## 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、令和7年度において競争入札参加者資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの契約に係る入札参加者資格の確認を受けたものであること。

## (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

## (2) 県の指名停止措置を受けていない者であること。

## (3) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

## 3 入札者に要求される義務

入札者は、入札参加者資格確認申請書を提出しなければならない。入札参加者資格確認申請書は、仕様書に定められる業務内容を公正かつ的確に遂行し得る者であることについて証明する書類を添えて令和7年11月10日（月）までに5(1)の提出場所に提出すること。

なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

## 4 入札参加者資格の確認結果の通知

確認結果の通知は、令和7年11月11日（火）までに入札参加者資格確認結果通知書の郵送等により行う。

## 5 入札書の提出場所等

## (1) 入札書の提出場所、入札説明書及び入札参加者資格確認申請書の交付場所並びに問合せ先

〒920-8553 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県警察本部庁舎4階 会計課 電話番号 076-225-0110（内線2213）

## (2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

## (3) 入札書の受領期限

令和7年11月12日（水）正午（郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。宛先は(1)の提出場所とする。）

## (4) 開札の日時及び場所

令和7年11月12日（水）午後1時40分 石川県警察本部庁舎2階 入札室

## 6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の

110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札に関する注意事項

- (1) 入札参加者は、入札当日、入札参加者資格確認結果通知書を提示すること。
- (2) 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。
- (3) 入札参加者資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いは行わない。

9 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

10 契約書作成の要否

要

11 入札保証金及び契約保証金

免除

---

## 公 安 委 員 会

---

**石川県公安委員会告示第130号**

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定により、指定講習機関として次の者を指定したので、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第3条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和7年10月31日

石川県公安委員会

1 名称及び住所並びに代表者の氏名

- (1) 名称 北陸自動車興業株式会社
- (2) 住所 野々市市蓮花寺町230番地
- (3) 代表者の氏名 大橋 聰

2 特定講習を行う事務所の名称及び所在地

- (1) 事務所の名称 北鉄自動車学校
- (2) 事務所の所在地 野々市市蓮花寺町230番地

3 特定講習の種別

若年運転者講習

4 指定を行った年月日

令和7年10月23日